

## 包括的支援事業・介護予防支援の基準等の条例制定について

武蔵野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、武蔵野市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の制定について

### 1 条例制定（改正）の背景

地域主権改革の推進を図るための関係法律の施行に伴い、これまで国が一律に定めていた基準を市町村が条例で定めて施行することとなり、包括的支援事業・介護予防支援の基準等の条例を武蔵野市で定めます。

### 2 条例で定める基準と、政省令で示された基準との関係

	従うべき基準	参酌すべき基準
考え方	条例の内容を直接的に拘束する基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの
包括的支援事業に関する基準	職員の職種や人数に関する基準	支援にあたっての基本方針
介護予防支援に関する基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・従業者の職種や人数に関する基準</li><li>・利用者申込時の説明、同意</li><li>・提供拒否の禁止</li><li>・利用者と家族に関する秘密の保持</li><li>・事故発生時の対応</li></ul>	左記「従うべき基準」以外。

今回条例で定めることとされた基準について、「標準」に区分されるものはない。

### 3 政省令で示された参酌すべき基準に対する本市の考え方

・包括的支援事業に関する基準については、独自基準は設けず、現行の基準と同等のものを規定します。

・介護予防支援に関する基準については、基本的には現行の基準と同等だが、基幹型地域包括支援センターと地域包括支援センター支所を条例に位置づける。

(理由) 武蔵野市は、権利擁護や虐待対応、ケアマネ支援それに介護予防支援の拠点として基幹型地域包括支援センターと支所は職員 41 名で重層的な相談支援体制を採り武蔵野市の高度な高齢者福祉を支えている。基準の人員配置基準 (16 名) にすると、サービスの低下を招くこととなり、現行の高度な支援水準が維持できなくなる。最低限現行水準を維持する必要があるため、武蔵野市独自基準を制定したいと考えています。

### 4 意見の提出方法及び期限等

ご意見をお寄せいただく場合は平成 26 年 12 月 1 日 (月) から平成 26 年 12 月 22 日 (月) までに、住所・氏名・及び在学・在勤・法人の方はその名称を明記の上、郵送 (22 日必着)、FAX、Eメールにて下記担当部署までお送りください。

なお、ご意見等の内容及び市の検討結果とその理由は、原則公開いたします。

5 担当

担当部署 武蔵野市健康福祉部高齢者支援課介護サービス担当

住 所 武蔵野市緑町2丁目2番28号

電話番号 0422-60-1925 F A X 0422-51-9218

Eメール SEC-KOUREI@city.musashino.lg.jp